

令和3年度
医療保健子ども福祉病院常任委員会
(子ども・福祉部) 所管事項説明資料

	頁
1 組織について	1
2 予算について	5
3 子ども・福祉部の所管事項について	12
(1) 地域福祉の推進	13
(2) 障がい者の自立と共生	19
(3) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	24
(4) 県民の皆さんと進める少子化対策	27
(5) 結婚・妊娠・出産の支援	31
(6) 子育て支援と幼児教育・保育の充実	36

《別冊》
事務事業概要

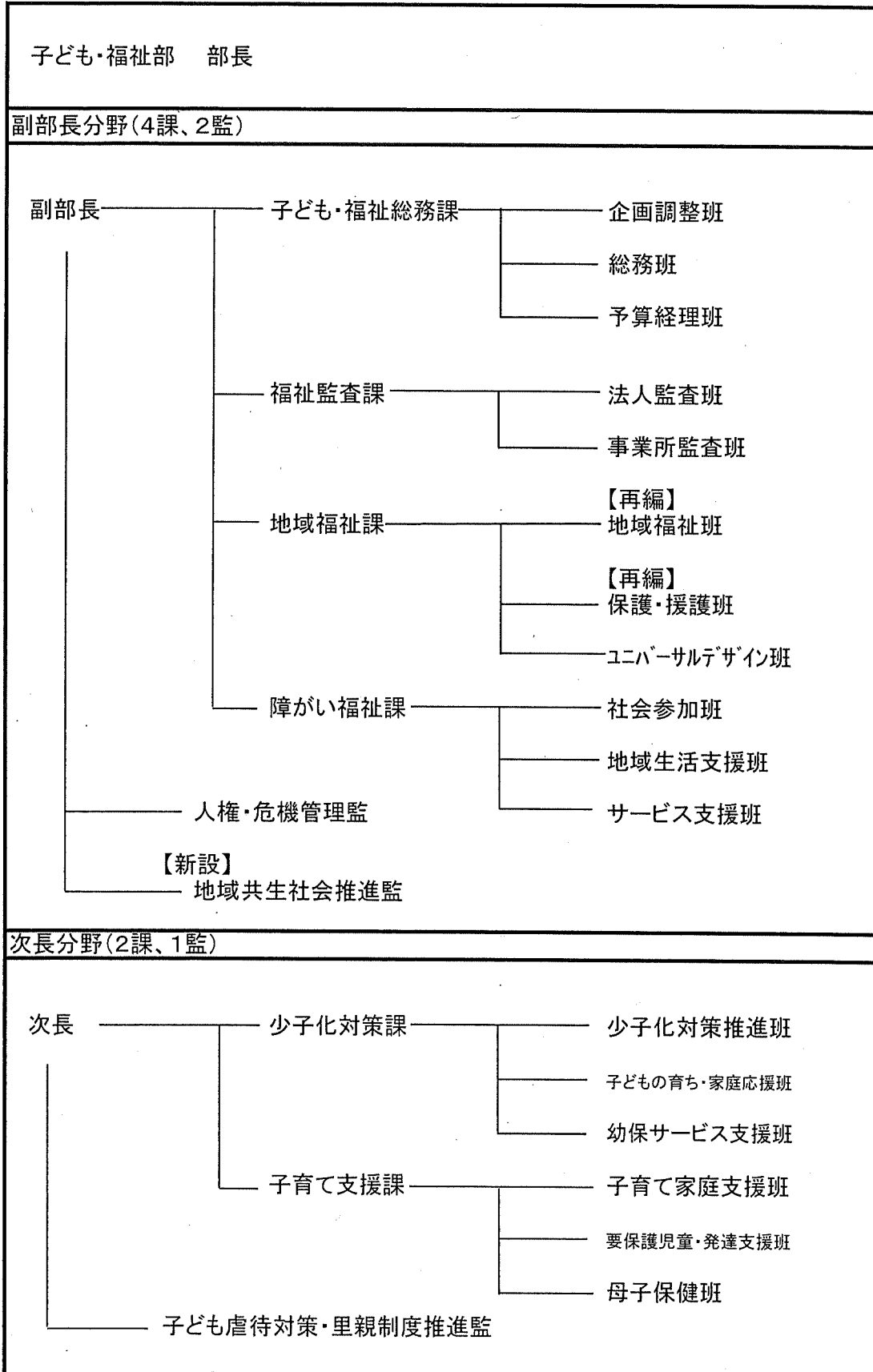
令和3年5月25日
子ども・福祉部

1 組織について

子ども・子育て支援の取組と生活保護など社会的扶助の取組を進めるとともに、障がいを抱える方々のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施しています。

今年度は、ひきこもりをはじめとする生きづらさを抱えた方々への支援を含めた地域共生社会の実現に向けて、市町等と連携して地域社会における包括的・重層的な支援体制を実現する取組を推進する視点から、組織体制を見直しました。

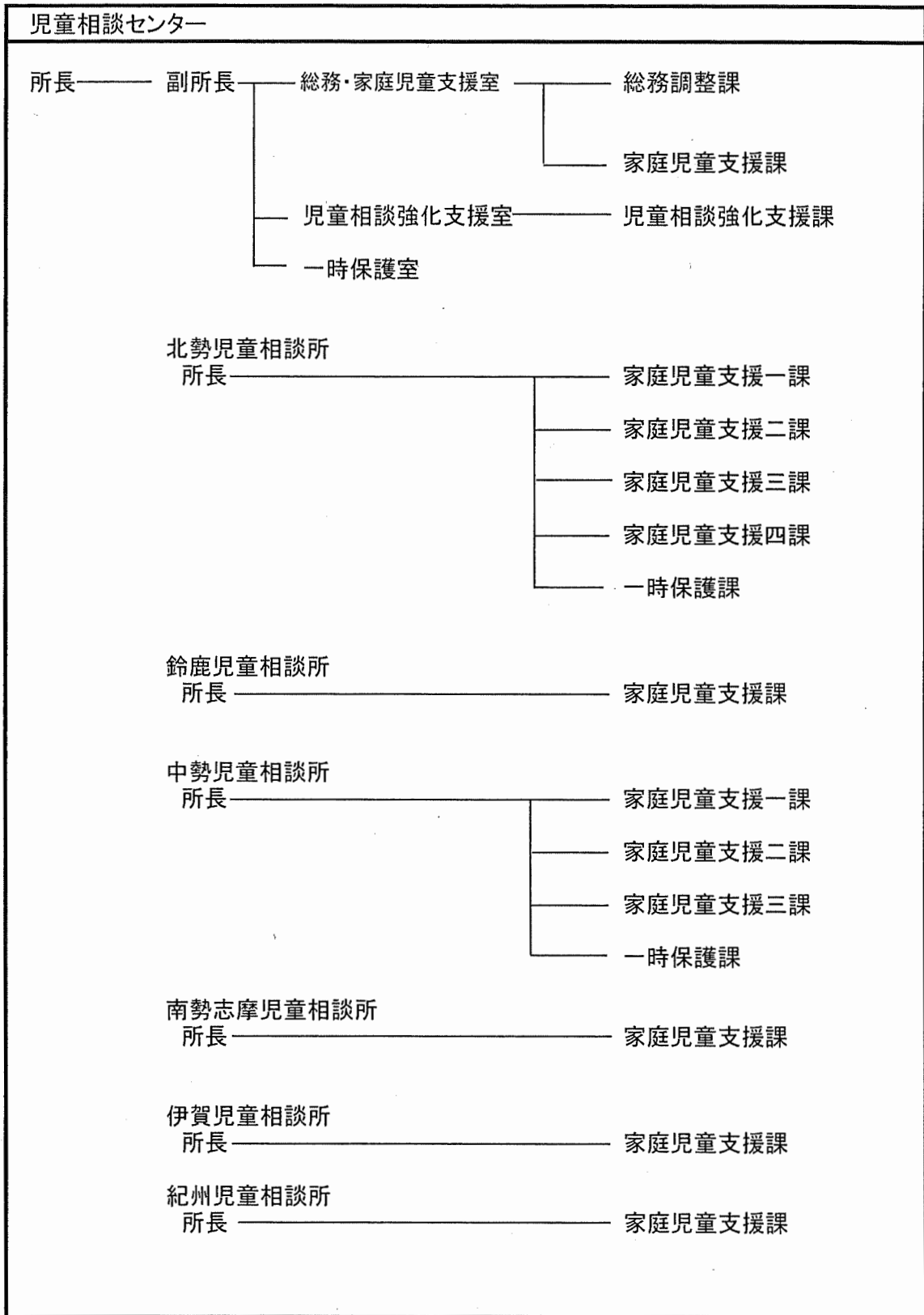
(1) 本庁

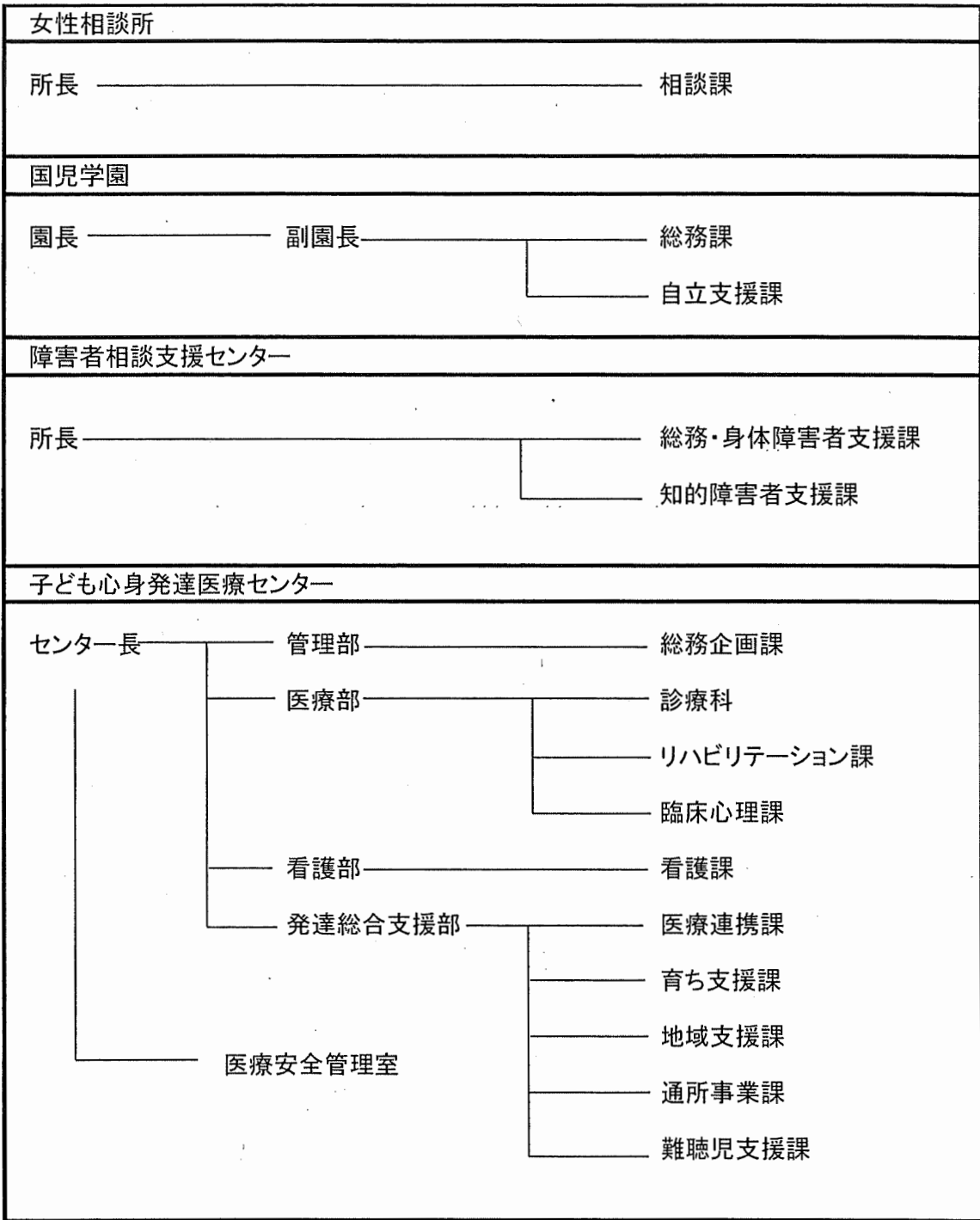


(2) 福祉事務所

北勢福祉事務所	
所長 _____	福祉課 生活保護課
多気度会福祉事務所	
所長 _____	福祉課 生活保護課
紀北福祉事務所	
所長 _____	福祉課
紀南福祉事務所	
所長 _____	福祉課

(3) 単独地域機関





2 予算について

令和3年度 子ども・福祉部予算 比較表

【一般会計】

(単位:千円、%)

		令和2年度当初 +元年度2月補正	令和3年度当初 +2年度2月補正	増減額	増減率
民生費	事業費	38,800,730	40,046,383	1,245,653	3.2
	県費	32,197,484	32,970,334	772,850	2.4
衛生費	事業費	1,830,388	2,701,011	870,623	47.6
	県費	1,585,357	1,775,403	190,046	12.0
教育費	事業費	1,329,620	1,436,225	106,605	8.0
	県費	1,039,059	1,082,187	43,128	4.2
合計	事業費	41,960,738	44,183,619	2,222,881	5.3
	県費	34,821,900	35,827,924	1,006,024	2.9

※県費は財源振替前

【特別会計】

(単位:千円、%)

	令和2年度当初	令和3年度当初	増減額	増減率
三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計	241,965	257,604	15,639	6.5
三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計	2,351,737	2,299,987	△ 51,750	△ 2.2
合計	2,593,702	2,557,591	△ 36,111	△ 1.4

令和3年度 施策別の予算額

子ども・福祉部

(単位:千円)

施策番号	施策名	令和2年度当初 +元年度2月補正	令和3年度当初 +2年度2月補正	増減額	
○ 131	地域福祉の推進	3,451,247	3,585,237	133,990	
○ 132	障がい者の自立と共生	13,374,937	14,440,597	1,065,660	
○ 133	児童虐待の防止と社会的養育の推進	4,486,007	4,902,777	416,770	
211	人権が尊重される社会づくり	367	367	0	
212	あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	130,456	143,083	12,627	
○ 231	県民の皆さんと進める少子化対策	267,170	218,647	△ 48,523	
○ 232	結婚・妊娠・出産の支援	548,052	1,407,568	859,516	
○ 233	子育て支援と幼児教育・保育の充実	17,165,717	17,002,182	△ 163,535	
	特別会計	(1,081,313)	(1,074,728)	(△ 6,585)	
242	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	57,249	99,744	42,495	
	人件費・交際費	2,479,536	2,383,417	△ 96,119	
	特別会計	(1,512,389)	(1,482,863)	(△ 29,526)	
合 計		一般会計	41,960,738	44,183,619	2,222,881
		特別会計	(2,593,702)	(2,557,591)	(△ 36,111)

※ 下段()書きは特別会計分で外数

※ ○印は子ども・福祉部が主担当の施策

地域における共生の福祉社会づくり

地域福祉課 ①②③④ 224-2256
障がい福祉課 ⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 224-2274

新型コロナ等の影響を受けた方への生活相談・支援に的確に取り組むとともに、ひきこもりなどで支援が必要な方が、地域で孤立することなく安心して暮らし続けられる支え合い社会づくりを進めます。

また、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、障がい者の理解促進、差別解消、虐待防止などの取組を進めるとともに、障がい者の自立や自己実現、社会参加の機会を確保し、コロナ禍においても誰もが生きがいを感じながら安心して暮らし続けられる社会づくりを進めます。

地域福祉の推進

① (新) 生きづらさを抱える方の相談支援強化ICT推進事業 《ICT化による民生委員活動の支援》 【9,998千円】

生きづらさを抱える方などに対して、民生委員・児童委員がより効率的に相談支援活動が行えるよう、モデル地区においてICT等を活用したシステムづくりに取り組みます。

② (新) ひきこもり対策推進事業【7,573千円】

ひきこもりが大きな社会問題となる中、総合的な支援を推進するため、ひきこもりの実態調査や新たに設置する外部有識者等による検討委員会での議論もふまえ、ひきこもり支援に特化した新たな計画を策定します。

全国初の
ひきこもり支援に特化
した計画を策定!

③ (一部新) 生活福祉資金貸付事業補助金【86,518千円】

生活福祉資金貸付制度の運営を支援するとともに、新型コロナの影響により生活福祉資金の特例貸付制度を利用した世帯に対し必要な支援を行う市町社会福祉協議会等の体制の充実を支援します。

④ (一部新) 生活困窮者自立支援事業【60,516千円】

新型コロナの影響をふまえ、生活困窮者への支援のため、住居確保給付金の給付や、自立相談支援体制の機能強化などに取り組む市町等の支援を行います。さらに、非対面で面談できる環境の整備や、オンライン通訳サービスの導入を図ります。

障がい者の自立と共生

⑤ (一部新) 障がい福祉総務費【6,403千円(※2月補正含み)】

令和2年度に改定する「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の進捗を図り、共生社会の実現をめざして障がい者施策を総合的・計画的に推進します。また、障がい福祉分野の人材確保のため就職支援金の貸付を実施します。

⑥ (一部新) 障害者介護給付費負担金【9,152,869千円のうち

事業所等における新型コロナ感染防止 57,111千円(※2月補正含み)】
対策を支援するとともに、ロボット等の導入やICT導入を支援します。

⑦ (一部新) 障がい者就労支援事業【17,769千円】

《支え愛デジタルマーケットの形成》発注の新規開拓等に積極的に取り組むコーディネーターを配置するとともに、業務の受発注の一層の拡大や物販促進を図るためのデジタルマーケットをWeb上に形成します。

⑧ 障がい者権利擁護推進事業【5,486千円】

障がいを理由とする差別の解消のため、普及啓発、相談員による相談対応等に取り組むとともに、障がい者の虐待防止や対応力の向上を図ります。

⑨ (一部新) 障がい者の持つ県民力を発揮する事業【8,276千円】

《障がい者芸術文化活動の活性化》「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、多様な発表機会の創出やICT等を活用した情報発信、アートサポーターを活用した相談支援等に取り組みます。 **三重とこわか大会**
TRIFUKUWA TAikai 2021

⑩ 障がい者スポーツ推進事業【99,744千円】

障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組むとともに、三重とこわか大会に三重県選手団を派遣します。



誰一人取り残さない支援体制の実現!

児童虐待の防止と社会的養育の推進

子育て支援課 ①②③④⑤⑥⑦ 224-2271

コロナ禍における児童虐待のリスクの増加もふまえ、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解促進と、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られるよう取組を強化します。

また、児童養護施設等における新型コロナ対応の支援に取り組むとともに、全ての子どもが、できる限り家庭あるいは良好な家庭的環境で養育されるよう、市町による子ども家庭支援の充実や、里親委託の推進、施設の小規模グループケア化などの取組を進めます。

児童虐待対応力の強化

①（一部新）管理運営費【126,474千円】

国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく専門職の人員増など、児童相談体制の強化を図るとともに、必要となる施設の改修を行います。

②（一部新）児童一時保護事業【291,006千円(※2月補正含み)】

被虐待児童等を一時保護し、児童の安全を確保するとともに、専門職による心のケア等を行います。また、新型コロナの濃厚接触者等となった児童のうち家庭での養育が困難な児童を一時保護するため、宿泊施設を借り上げます。さらに、一時保護所に看護師等を配置し、対応の充実や関係機関との迅速な連携を図ります。

③（一部新）児童虐待法的対応推進事業【122,913千円】

《外国につながる児童への支援強化》児童相談所に外国人支援員を配置し、一時保護した外国につながる児童の支援を行うとともに、家庭復帰後の家庭訪問に同行するなど、市町、関係団体等と連携して見守りなどを強化します。

また、国が進める要保護児童等の情報共有システムに対応するとともに、引き続きAI技術の活用により虐待に係るアセスメントの精度を高めます。

④市町児童相談体制支援推進事業【3,192千円】

要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町の子ども家庭総合支援拠点設置のための支援を行います。

子どもの最善の利益を最大限に考慮した対応

社会的養育の推進

⑤（一部新）家庭的養護推進事業【76,945千円】

里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制（フォスターリング機関）の整備を進めます。また、子どもの権利擁護の取組を一層推進するため、里親等委託児童へ対象を拡大して「子どもの権利ノート」を作成・配付します。さらに、里親やファミリーホームの新型コロナ感染防止対策を支援します。

⑥（一部新）児童養護施設費

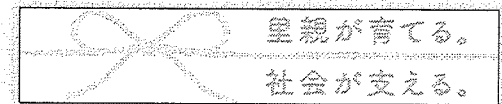
【317,179千円】

児童養護施設等の人材確保を支援するとともに、小規模グループケア化や多機能化に向けた取組を支援します。また、児童養護施設等における新型コロナ感染防止対策を支援するとともに、相談窓口を設置します。加えて、乳児院における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置します。あわせて、母子生活支援施設の機能の充実を図るため施設整備を支援します。

⑦家族再生・自立支援事業【11,745千円】

児童養護施設、企業、NPO等と連携し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

どのような家庭環境で育った子どもであっても、
等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、
夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す



少子化対策の気運醸成と結婚・妊娠・出産の支援

少子化対策課 ①②③④⑤ 224-2404
子育て支援課 ⑥⑦⑧⑨⑩ 224-2271

県をはじめ企業や団体等のさまざまな主体が連携して少子化対策の取組を進めることにより、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざします。

また、コロナ禍において不安を抱える妊産婦への寄り添い、不妊に悩む方への「経済的支援」、「精神的支援」、「環境整備」に取り組みます。

少子化対策の気運醸成と結婚の支援

① (一部新) 子どもの育ちの推進事業【18,646千円】

《子ども条例10周年》「三重県子ども条例」施行10周年を機に、子どもの権利について子ども自身が学び意見を表明できるワークシート付きリーフレットを作成・活用し、そこから得られた子どもの意見等を把握・分析して、わかりやすく楽しみながら学べるデジタルコンテンツを作成します。

また、SNSを活用して、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員を起点とした住民の主体的な子育て支援活動等の機会を創出します。

② 子ども・若者対策事業【23,975千円】

青少年のSNS等の適正利用が進むよう啓発動画の作成等を行います。

③ (一部新) 親の学び応援事業【3,736千円】

「みえ家庭教育応援プラン」について、新型コロナウイルスの影響による子育て家庭をとりまく環境変化等をふまえ改定します。

④ (一部新) 男性の育児参画普及啓発事業【4,046千円】

《プレパパ応援》これから父親になる方を対象とした「パートナーとともに行う育児」の実践に向けたワークショップなどの開催を通じて、男性の育児参画の質の向上に取り組みます。



また、「みえの育児男子プロジェクト」の取組を通じて男性の育児参画に向けた気運の醸成を図るとともに、企業等におけるイクボスの普及に取り組みます。

⑤ みえの出会い支援事業【8,659千円】

結婚支援に取り組む市町や団体と連携し、より広域的な出会いの場づくりの充実を図ります。



妊娠・出産の支援

不妊に悩む方へ広く寄り添う支援への転換

⑥ (一部新) 不妊相談・治療支援事業【1,305,696千円】

経済的支援

(※2月補正含み)

国の不妊治療費助成の制度見直しをふまえ、所得制限の撤廃や助成額・助成回数の拡充を行うとともに、一般不妊治療費や不育症治療費等への県単助成制度にかかる所得制限を撤廃します。

精神的支援

《不妊ピアサポーターによる寄り添い支援》当事者に寄り添った支援を行うため、不妊治療の経験者などをピアサポーターとして養成し、身近な地域での相談支援が可能となる体制を整備します。
《不妊治療休止者のためのケアサポート》新型コロナウイルスの影響により不妊治療を中断した方などの治療再開を支援する講習会等を開催します。

環境整備

不妊治療と仕事の両立に向けて、企業向けセミナーや相談会を開催するとともに、当事者が相談しやすい体制を整備します。

⑦ (一部新) 思春期ライフプラン教育事業【5,777千円のうち

性に関する正しい知識を習得でき 4,256千円(※みんつく予算)】
るよう、養護教諭等の研修や生徒へのパンフレット等の配布を行います。

⑧ (一部新) DV対策基本計画推進事業【29,665千円】

⑨ (一部新) 若年層における児童虐待予防事業【5,383千円】

DV・妊娠SOS・性暴力の3分野を一括して相談できる窓口としてSNSを活用した相談体制を整備し、きめ細かな支援を行います。

⑩ (一部新) 健やか親子支援事業【6,908千円】

新型コロナウイルスに感染した妊産婦が、退院後、自身の健康や育児不安などを相談できるよう、訪問による専門的相談支援体制を整備します。

子育て支援と幼児教育・保育の充実

少子化対策課 ①②③④ 224-2404
子育て支援課 ⑤⑥⑦ 224-2271

保育所等における新型コロナウイルス感染防止対策への支援などにより、コロナ禍においても安心して子育てのできる体制整備を進めるとともに、保育士を確保し、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境をめざします。

また、コロナ禍において課題が深刻化した子ども・家族の暮らしを守るため、子ども食堂等と連携した居場所づくりに取り組み、地域での子どもを支える活動の広がりを促進します。

幼児教育・保育の充実

① (一部新) 保育対策総合支援事業【323,382千円】

《潜在保育士の就労・職場復帰支援》 (※2月補正含み)

潜在保育士の就労・職場復帰支援のため、Web研修や職場体験の機会を提供します。

また、保育士修学資金等の貸付を行うとともに、保育士を補助する人材を確保することにより、保育士の負担軽減、早期離職防止を図ります。さらに、保育現場における働きやすい職場環境づくりに向けて、ICT等を活用した優良事例のノウハウやスキルの横展開、先進的な取組を行う保育所等の表彰を行います。

あわせて、新型コロナウイルス感染防止対策の支援、気軽に相談できる窓口の設置、専門家による派遣指導を行うとともに、ICT化を支援します。

② (一部新) 認定こども園等整備事業【122,775千円】

認定こども園や幼稚園における新型コロナウイルス感染防止対策やICT化を支援します。 (※2月補正含み)

③ (一部新) 地域子ども・子育て支援事業【732,468千円】

市町が行う地域子育て支援拠点事業など子ども・ (※2月補正含み)
子育て支援の取組に必要な新型コロナウイルス感染防止対策やICT化を支援します。

④ (一部新) 放課後児童対策事業費補助金【1,364,230千円】

放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染防止対策やICT化を支援します。 (※2月補正含み)

待機児童解消に向けて
保育士の確保
に引き続き注力!

子どもの貧困対策と発達支援が必要な子どもへの支援

⑤ (一部新) 子どもの貧困対策推進事業【16,078千円】

《子どもの居場所を支える地域力強化》

地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体、市町等と子ども食堂等をつなぎ、さまざまな支援機能を持った子どもを支える居場所づくりを推進します。

また、子どもの居場所づくりに取り組む団体等を支援するとともに、子どもの貧困対策推進会議の場を活用して関係者間の連携を深めます。

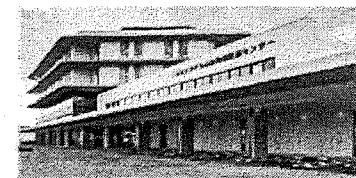
⑥ (一部新) ひとり親家庭自立支援事業【53,116千円】

ひとり親家庭の親への就業支援、日常生活支援、ひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町への支援を行うとともに、学習支援事業を実施する市町の新型コロナウイルス感染防止対策を支援します。

⑦ 医療支援事業【22,587千円】

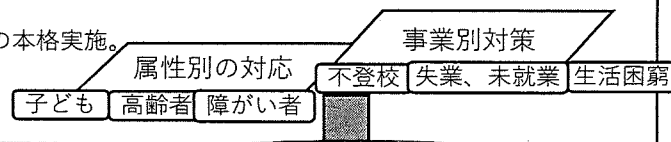
身近な地域における途切れのない発達支援体制の構築に向けて、子ども心身発達医療センターが中心となり、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園等への導入を促進するとともに、市町の総合支援窓口の中心となる人材を育成します。また、発達障がい児の早期診断、早期支援のため、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援を行うとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築等を進めます。

子どもを支える
緩やかな
地域共生コミュニティ
づくり



ひきこもり総合支援施策について

- ① ひきこもりに関する地域課題は複雑化・複合化し、長期化（8050問題等）している。コロナ禍で顕在化も危惧される。
- ② 県内におけるひきこもりの実態が不明。実態把握や必要となる対策の構築が必要。
- ③ 社会福祉法改正に伴い、支援を要する当事者に対するアウトリーチが事業化。重層的支援体制整備事業の本格実施。
- ④ 県の専門的支援のさらなる強化と市町の状況に応じた側面的支援の充実が必要。
- ⑤ 支援人材の育成、地域における社会参加の場、就労支援の機会の充実が重要。
あわせて、地域住民にひきこもりへの理解が広がることが重要。



2 課題の把握・計画

- (1) ひきこもり実態把握、計画策定
- (2) ひきこもり当事者、家族への総合的支援体制の構築（県予算パッケージ化、県総合支援体制の明確化等）
- (3) 県専門的支援体制チーム（市町に対するスーパーバイズ機能）の構築と、市町における取組促進（重層的支援体制整備に向けた情報提供・先進モデル構築推進、多職種連携、居場所づくりなどのモデル事業の実施）
- (4) 支援人材の育成、スキルアップ、ひきこもり関係者向け研修等による啓発実施
- (5) 社会参加、就労支援策の充実

課題の複雑化、複合化

制度の狭間
対応が困難

支援を求めづらい
長期化、深刻化

3 今後の展望・取組

1 総合的・計画的な推進

（単位：千円）

- (1) (新)ひきこもり対策推進事業(7,573)【子ども・福祉部】
外部有識者会議の設置、ひきこもり実態調査、推進計画の策定
- (2) (新)県総合支援のプロジェクトマネージャーの設置(0)【子ども・福祉部】
「地域共生社会推進監」設置による総合的な推進
市町多職種連携に向けたスーパーバイズ機能提供体制づくり、ネットワークづくり

2 相談支援体制の充実、人材育成の強化

- (1) (新)生きづらさを抱える方の相談支援強化ICT推進事業(9,998)【子ども・福祉部】
民生委員・児童委員活動支援のため、ICTを活用した効率的な相談体制モデル事業実施
- (2) (一部新)こころの健康センター指導事業(うち4,128)【医療保健部】
ひきこもり支援センターによる当事者・家族への専門相談、地域の支援者の人材育成、訪問支援の強化
- (3) (一部新)生活困窮者自立支援事業(うち35,333)、相談支援包括化推進員等養成事業(4,001)【子ども・福祉部】
生活困窮者への相談支援のためアウトリーチ支援員等の配置、市町等包括的推進員等の養成
- (4) 地域包括ケア推進・支援事業（リンクワーカー養成事業）(うち1,000)【医療保健部】
医療機関から支援機関へつなぐ試行的取組（社会的処方）の実施

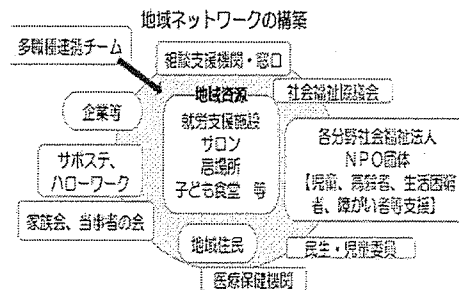
(5) 外国人住民の安全で安心な生活への支援事業(うち27,412)【環境生活部】

- (6) (一部新)スクールカウンセラー等活用事業(361,973)、(一部新)不登校対策事業(29,258)【教育委員会】
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの各学校への配置拡充、教育支援センターを核とした不登校支援、有識者の助言を得て行う訪問型支援

3 社会参加・就労支援の充実

- (1) (一部新)子どもの貧困対策事業(16,078)【子ども・福祉部】
地域資源を活用し、企業や民間団体、市町等との連携による子どもの居場所づくりの促進
- (2) 農福連携「福」の広がり創出促進事業(うち2,141)、(新)農福連携による若者等インターンシップ事業(3,500)【農林水産部】
農福連携による就労支援策の充実
- (3) 就職氷河期世代再チャレンジ応援緊急対策事業(21,140)【雇用経済部】
就職氷河期世代の安定した就労に向け、相談から就職までの切れ目ない支援、就労体験や訓練の受入先企業の開拓

実態把握、計画策定



重層的・包括的対応



取組の充実により、様々な福祉課題への展開が可能に！

3 子ども・福祉部の所管事項について

項 目	(1) 地域福祉の推進	子ども・福祉総務課 福祉監査課 地域福祉課
<p>1 地域における支え合い体制（包括的な支援体制の構築）</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響や人々の価値観の多様化等を背景に、地域コミュニティ機能の低下が課題となっています。</p> <p>こうした中、社会とのつながりが希薄なため、自ら支援を求められず、健康上の心配や経済・生活問題などにより自殺に追い込まれてしまいそうな方、犯罪をして立ち直ろうにも必要な支援が行き届かず再び罪を犯してしまう方、ひきこもってしまう方など、さまざまな生きづらさを抱えている方がいます。</p> <p>また、単身世帯、複数世帯に関わらず、いくつもの悩みや課題を複雑に抱え、一つの側面からだけでは対応できないケースも発生しています。</p> <p>こうした既存制度の枠組みでの対応が難しい方が、制度の狭間に陥ることで必要な支援が行き届かず、地域の中で暮らし続けていくことが困難な状況にあることから、関係機関が連携して、支援が必要な方それぞれに応じた様々な支援策に取り組んでいます。</p> <p>今後も、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、多世代間の交流や支え合いにより地域共生社会を実現するコミュニティ機能を確保し、地域福祉をより一層推進していく必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 地域福祉活動の推進</p> <p>住民の立場に立って相談・支援を行う民生委員・児童委員等の活動に対し、ホームページ構築やタブレット端末の貸与等により、生きづらさを抱える方の活動支援強化を探る新たな事業を実施するなど、関係機関と連携して支援を行うとともに、制度の周知等により、活動内容に対する社会的理解を深めていきます。</p> <p>また、ボランティア活動の一層の活性化を図るため、県ボランティアセンターが行うボランティアコーディネーターの養成や広報啓発事業等を支援します。</p> <p>さらに、災害時における福祉的支援に向けて、DWA T（災害派遣福祉チーム）を派遣できる体制の強化に取り組めます。</p>		

② 福祉サービスの適切な利用の促進

判断能力に不安のある高齢者や障がい者が、地域で自立して生活できるよう、福祉サービス利用の手続きや金銭管理など、日常生活の支援を行う社会福祉協議会の活動を支援します。

また、福祉サービスの第三者評価制度の普及促進を行い、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者が安心して福祉サービスが利用できるよう、福祉サービス利用者等からの苦情や問合せに適切に対応し、苦情解決体制の充実を図ります。

③ 市町における包括的な支援体制づくりへの支援

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備に向けて、多くの市町において、新たに創設された重層的支援体制整備事業（令和3年4月施行）の取組が進むよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う市町等の相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。

また、地域福祉推進会議や市町・社会福祉協議会との意見交換の場などを通じて、先行自治体における課題等を共有するとともに、包括的支援体制の構築等の社会福祉法改正の趣旨をふまえた市町における地域福祉計画の策定や改定が行われるよう働きかけます。

2 生活困窮者への支援

(1) 現状と課題

生活に困窮する方に対し、生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、経済的自立、日常生活自立、社会的自立を助長するなど生活保護の適正実施に努めています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関（相談窓口）として「三重県生活相談支援センター」を設置（三重県社会福祉協議会に委託）し、県所管地域（多気町を除く14町）を対象に、複合的な課題を抱えた方の相談に幅広く応じ、関係機関と連携し、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響で、休業や失業等に伴う減収で暮らしを支えることが困難となる方が急増しており、一時的又は生活再建までの間に必要な生活費用が必要な方に対し、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付（実施主体である三重県社会福祉協議会に対し、特例貸付に必要な原資等を補助）や、住居を失う恐れのある方への住居確保給付金の支給などを行っています。

引き続き、生活保護の適正実施をはじめ、生活困窮者の自立支援に向けて適切に取り組むとともに、市町に対しては、先進取組事例等の情報提供や担当職員に対する研修を実施するなど、さらなる支援体制の充実を図る必要があります。

(2) 今後の予定

① 生活保護の適正実施

生活保護法に基づき、生活に困窮する方に対し、必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労による経済的自立や健康管理等による日常生活自立や社会的自立に向けた支援に取り組みます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況に対応した生活保護の実施が求められており、一部取扱いの変更等がなされていることから、規定に沿った適切な対応を図っていきます。

② 生活困窮者の自立支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者からの相談が増加しており、「三重県生活相談支援センター」において、引き続き丁寧な相談支援を行うとともに、生きづらさを抱え、孤立して相談支援につながらない方に対しては、関係機関との連携を強化し、同センターに配置したアウトリーチ支援員を中心に、アウトリーチ手法（訪問支援）等を用いた支援を促進します。

また、自立相談支援機関の支援員等の資質向上に向けて、必要な研修を実施するとともに、福祉事務所設置市町（14市および多気町）における生活困窮者自立支援の取組促進に向けて、市町担当者および相談員等を対象とした研修等の場で優良事例等の情報共有を行います。

③ 生活福祉資金の特例貸付

特例貸付を受けた世帯に対し、生活再建や安定した生活の維持に向けて必要な支援が行き届くよう、償還や相談などを行う県・市町社会福祉協議会に対し、実施体制や適切な運営についての支援を行うなど、自立支援に向け関係機関と連携した取組を進めます。

3 ひきこもり支援の推進

(1) 現状と課題

ひきこもりの問題は、少子高齢化や核家族化の進展など社会情勢の変化や人々の価値観の多様化を背景に、地域のつながりが希薄化する中、不登校、障がい、進学や就職の失敗、人間関係の悩み等さまざまな事情や原因が考えられ、制度の狭間で社会から孤立し、いわゆる「8050問題」に代表されるように、その課題が複雑化・複合化、長期化している実態があります。

このような中、令和2年11月に関係部局で構成する「三重県ひきこもり対策検討会議」を設置し、ひきこもり対策に係る庁内の横断的な連携や情報共有を図りました。

また、ひきこもり当事者やその家族の実態や支援ニーズを十分に把握できていないことから、令和3年1月に相談支援機関等（72機関）へのアンケート調査を実施し、その一端を把握することができました。（360ケース）

さらに、4月に「地域共生社会推進監」を設置し、ひきこもり支援をはじめとする地域共生社会の実現に向けた組織体制を見直しました。

今後とも新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響により、ひきこもりがこれまで以上に深刻な地域課題に発展する可能性があることから、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けて、産学官民の分野を超えた連携を強化し、ひきこもり支援を総合的に推進していく必要があります。

(2) 今後の予定

① 実態把握のためのアンケート調査

県内におけるひきこもりに関するさらなる実態把握のため、令和2年度に先行実施した上記調査に加え、県内で活動する民生委員・児童委員にご協力いただき、日頃の活動を通して得た情報等をもとにアンケート調査を実施します。

② ひきこもり支援に特化した計画の策定

令和2年度に設置した庁内検討会議に加え、福祉や精神保健分野をはじめとする外部有識者で構成する「三重県ひきこもり支援推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を5月31日に設置する予定です。

推進委員会での議論等を参考に、年度内にひきこもり支援に特化した計画を策定するとともに、効果的な施策の検討などを進めます。

③ ひきこもりに関する普及啓発

ひきこもり支援の推進には、地域におけるひきこもりに関する理解を促進する必要があることから、広く県民や市町、市町社会福祉協議会職員等を対象に、ひきこもりをテーマにした研修会を開催します。

4 ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくり

(1) 現状と課題

障がい者、高齢者等をはじめとする全ての人々が自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進するため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（以下、「UD条例」）および「第4次ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2019-2022)」に基づき、取組を進める必要があります。

UDの意識醸成を図るための学校出前授業などを実施するとともに、障がい者、要介護高齢者、妊産婦などで、歩行が困難な方の外出を支援するための「三重おもいやり駐車場利用証制度」では、令和2年度には、必要な人への交付が累計で99,070人、「おもいやり駐車場」への登録が、2,180施設・4,423区画となり、制度定着する一方、利用証を掲示していない車の利用なども一部見られることなどから、引き続き制度の適正利用についての啓発が必要です。

また、外からわからなくても援助や配慮を必要としている障がいのある方や病気の方などが、周囲の方に支援や理解を求めやすくするための「ヘルプマーク」等の普及・啓発のため、必要な方への配布やクラウドファンディングの活用を行うとともに、接触低減を図るため、動画作成・配信による啓発を始めました。

コロナ禍においては、障がい等の特性による行動を周囲から誤解されるなど日常生活への不安や困難が顕在化したことから、動画配信等により新しい生活様式に即した「おもいやりのある行動」を広げ、様々な主体と連携して、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図る必要があります。

そして、公共的施設や商業施設等がすべての人に使いやすい施設となるよう、UD条例に基づく指導および適合証の交付や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく国の基本方針に沿って、県内の鉄道駅のバリアフリー化等を進める必要があります。

(2) 今後の予定

「第4次三重県ユニバーサルデザインまちづくり推進計画（2019－2022）」に基づいて、おもいやりの行動でつながる三重づくりを以下のとおり進めます。

① ユニバーサルデザインの意識づくり

様々な主体と連携し、ヘルプマークの普及啓発や学校出前授業などの取組を通じて、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。また、「三重おもいやり駐車場利用証制度」についても普及啓発を行うとともに、「おもいやり駐車場」が設置されるよう事業者等に協力を依頼します。

② ユニバーサルデザインに配慮された施設整備の促進

「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」の周知を図るとともに、UD条例に基づく指導、適合証の交付などを通じて、UDに配慮した施設整備の推進を図ります。

③ 駅舎のバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化を支援するとともに、事業者や関係市と今後の整備方針等について調整を進めます。

5 適切な指導監査の推進

(1) 現状と課題

社会福祉法人や介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査について、関係機関等連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施するとともに、社会福祉法人役員および幹部職員研修会等において、監査実施方針や監査結果の概要について情報提供を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止により、福祉監査の基本である対面・現地監査が困難な状況となったため、新たな日常に即した「新しい福祉監査のカタチ」を検討し、情報発信の促進、選択と集中、効率・効果的な手法の挑戦、市町との協働、人材育成と組織体制の5本の柱を提案書としてまとめ、新規事業、業務改善に取り組みました。

具体的には、社会福祉法人等事例集の発信、集団指導の動画配信、Web会議システムを活用したオンライン監査（感染症防止対策型）および県市連絡会議の実施、福祉監査課人材育成計画の作成、健康安心カードの提示など監査・指導のバージョンアップに取り組みました。

今後も「新たな日常」に即した「新しい福祉監査のカタチ」の取組を継続し、効率・効果的な指導監査を実施していく必要があります。

（2）今後の予定

社会福祉法人や介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携しながら、社会福祉法人の運営状況に応じた監査頻度の設定、集団指導の動画配信、利用者への虐待防止や感染症など社会的な状況に応じた重点監査項目の設定、その他提供された情報等に基づく監査優先度の設定など、利用者が安心して利用することができる社会福祉施設・事業所の確保に努めていきます。

また、すでに実施している「新しい福祉監査のカタチ」の更なる改善を図るとともに、提案書を取り入れた効率的かつ効果的な指導監査を実施していきます。

項 目	(2) 障がい者の自立と共生	障がい福祉課
<p>1 障がい者の権利擁護</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」(平成31年4月1日全面施行)に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、県民や事業者に対して、コロナ禍を踏まえオンラインなども活用して普及啓発を行うとともに、障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員の配置や、解決が困難な相談事案について助言・あっせんの申し立てがあった場合、調査・審議を行う三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消を図るための体制を整備しています。</p> <p>また、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会を設置・運営し、相談事例等について情報共有を図るなど、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を進めるとともに、市町における障がい者差別解消支援協議会の設置を推進しています。</p> <p>さらに、障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対する研修や、虐待事案の発生した施設等に対する改善に向けた指導を行っています。</p> <p>今後も、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、より幅広い層への普及啓発や障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、引き続き障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止および虐待事案への適切な対応を行う必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 障がい者差別の解消</p> <p>引き続き、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等についてICT等を活用して普及啓発を進めるとともに、専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応します。</p> <p>また、相談での解決が困難な差別事案について助言・あっせんの申し立てがあった場合には、必要に応じて、諮問機関である三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら、適切に対応します。</p> <p>さらに、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会において、障がいを理由とする差別に関する相談事例等の情報共有や検証の取組を進めるとともに、障がい者差別解消支援協議会が未設置の市町に対し設置を働きかけていきます。</p>		

② 障がい者の虐待防止

障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善報告を求め、改善状況を確認し、必要に応じて是正勧告を行うなどの指導を行います。

2 地域生活を支えるサービスの充実

(1) 現状と課題

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に係る計画として、令和2年度に「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(2021~2023年度)を策定しました。障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、引き続き本プランに基づき、グループホームや通所系の障害福祉サービス事業所の整備を進め、障がい者が地域で生活するために必要な、居住や日中活動の場の確保・充実を図っていくことが必要です。

また、医療的ケアを必要とする障がい児・者について、これまで各地域で構築された地域ネットワークの連携強化や人材育成を行うなど、地域における支援体制の強化と受け皿の整備を進めています。

今後は、障がい者の地域移行をさらに進めるため、医療と福祉の連携による側面的支援の拡充など、医療的ケアを必要とする障がい児・者を含めた全ての障がい者が、地域で必要なサービスを受けることができる体制整備をさらに推進する必要があります。

(2) 今後の予定

① 障がい者の居住や日中活動の場の確保・充実

県内の全ての地域において、必要な訪問系サービスが提供されるとともに、希望する障がい者に日中活動系サービスが提供される体制の確保を図ります。

また、地域における居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、障害福祉サービスにおける自立支援や訓練等により、福祉施設から地域生活への移行を進めます。

さらに、これらの訪問系サービス、日中活動系サービスや居住サービスの提供により、障がい者の地域生活を支援するとともに、その支援を強化するため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

あわせて、新型コロナウイルス感染症への対応および介護業務の負担軽減による人材確保・定着を図るため、障害者支援施設等におけるICT・ロボットの導入に対する支援に取り組みます。

② 医療的ケアが必要な障がい児・者への支援

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各地の地域連携ネットワークにおけるスーパーバイズ（関係機関への助言指導等）機能を推進し、多職種連携・人材育成や医療的ケア児・者の受け皿拡充を推進します。

3 就労支援

（1）現状と課題

障がい者の経済的自立を図るため、障害者優先調達推進法に基づく県調達方針を策定し、障害者就労施設等からの調達拡大を推進するとともに、障がい者が福祉的就労を行う福祉事業所に対して、専門家派遣や共同受注窓口による受注の仲介、販路開拓等を行うなど、工賃の向上等に取り組んでいます。

また、各障害保健福祉圏域を基本として設置した、障がい者就業・生活支援センターにおいて就職相談・支援を行うなど、個々の障がい者の雇用契約に基づく就労への移行を進めています。

引き続き、就労支援、工賃向上および雇用の場の拡大に向けた取組を充実・強化し、障がい者の自立と社会参加をさらに促進していくことが求められています。

（2）今後の予定

① 障がい者優先調達の推進

県調達方針に基づき障害者就労施設等への一層の調達拡大に注力するとともに、市町の障がい者優先調達の取組を促進します。

② 障がい者の就業・生活支援

各障害保健福祉圏域を基本として設置した障がい者就業・生活支援センターが行う就労および生活の一体的支援にきめ細かく対応するとともに、福祉事業所における工賃の向上等に向けて、経営コンサルタントによる経営改善指導や研修会の実施、共同受注窓口の運営支援等に取り組めます。

また、共同受注窓口に発注を促進する営業活動を担うコーディネーターを配置するとともに、福祉的就労事業所の物品販売の促進を図り受発注の拡充をめざす「支え愛デジタルマーケット」をWeb上に形成します。

さらに、企業等での活動や農福連携などの施設外就労の取組を推進するなど、引き続き障がい者の就労を支援します。

4 相談支援体制の構築と人材育成支援

(1) 現状と課題

障がい者が地域で安心して生活できるよう、障害保健福祉圏域を基本とし、広域的相談支援事業として就業・生活相談等を行うとともに、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいおよび重症心身障がいの専門性の高い相談支援を行っています。

引き続き、広域的・専門的な相談支援を行うとともに、より効果的な相談体制となるよう、市町による基幹相談センター整備への支援を継続し、重層的な相談支援体制の整備を進める必要があります。

また、障害福祉サービス事業者の研修について、令和2年度より、三重県社会福祉協議会に委託し、開催地域の拡大やオンラインによる実施に取り組みました。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら研修機会の拡大を図る必要があります。

(2) 今後の予定

専門的な相談支援および各障害保健福祉圏域を基本とする広域的な就業・生活相談を実施するとともに、市町が実施する相談支援の体制強化を支援し、計画相談、市町委託相談および基幹相談の役割の明確化と連携を進め、相談支援の質の向上に取り組みます。

また、障害福祉サービス事業者の研修については、引き続き三重県社会福祉協議会に委託し、オンライン開催等により新型コロナウイルス感染症対策と参加しやすい環境づくりを行い、研修機会の拡大を図ります。

5 社会参加の促進

(1) 現状と課題

障がい者の自立と社会参加を推進するとともに、県民の障がい者に対する理解を深めるため、県障がい者スポーツ大会やふれあいスポレク祭を開催しています。令和3年10月に本県で開催する第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けた選手や競技団体の育成、障がい者スポーツ指導員等の障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組んでいます。

引き続き、三重とこわか大会に向けた取組を進め、三重県選手団を派遣するとともに、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進める必要があります。

芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進し、地域における活躍の場を広げることを目的に、令和2年度に「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、引き続き三重県障がい者芸術文化祭をさまざまな主体との協働により開催したほか、相談支援を行うアートサポーターの登録を行いました。今後、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等に取り組んでいく必要があります。

三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、点訳奉仕員や手話通訳者等の養成、生活相談や生活訓練等を行っており、引き続き、一人ひとりの障がいの状況に応じた各種支援に取り組む必要があります。また、「三重県手話言語条例」に基づき令和2年度に策定した「第2次三重県手話施策推進計画」の着実な実施に向けて、県民が手話を学習する機会の確保や、手話通訳を行う人材の育成等に取り組み、手話を使用しやすい環境の整備を進める必要があります。

(2) 今後の予定

① 障がい者スポーツ

三重とこわか大会に向けて、選手や競技団体の育成および障がい者スポーツ指導員など障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組めます。また、三重とこわか大会への三重県選手団の派遣や結団・解団式について、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に留意のうえ、関係団体等と連携しながら準備を行います。

② 芸術文化活動

三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、三重とこわか大会と連携して、三重県障がい者芸術文化祭を開催するなど、多様な発表機会を創出するとともに、アートサポーターを活用した相談支援、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等に取り組めます。

③ 視覚障がい者および聴覚障がい者支援

三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターにおいて、引き続き、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援者養成や情報支援、地域生活支援などに取り組めます。また、「第2次三重県手話施策推進計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の受診や災害時等に活用できる遠隔手話通訳サービス等のICTを活用した意思疎通手段の利用促進に努めるとともに、県民、事業者および学生向け手話講座や県・市町職員等手話研修による学習機会の確保、手話通訳を行う人材の育成等に取り組む、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。

項 目	(3) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	子育て支援課
<p>1 児童虐待防止の推進</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成24年度以降1,000件を超える高い水準で推移し、平成30年度は2,000件を超え、令和元年度はさらに増加し過去最多の2,229件となっています。</p> <p>国においては、増加する虐待相談に対応するため、平成30年に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定し、これを受けて県でも児童福祉司等の専門職を増員してきましたが、新プランの令和4年度目標を前倒しして実施することが求められているため、専門職の増員をより一層進める必要があります。</p> <p>令和2年7月からは、県内全ての児童相談所で、AIを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始し、さらなる対応力の強化に努めました。今後はより一層の精度向上を図り、子どもの安全を最優先に考えて的確な児童虐待対応に取り組む必要があります。</p> <p>また、子どもの権利擁護のため、専任のコーディネーターを配置し、一時保護所や児童養護施設入所児童に対しては、権利についてまとめた冊子「子どもの権利ノート」や、「子どもの権利擁護手紙」を作成・配付等していますが、子どもの本心を見極め、的確に判断するには、豊富な経験や高いスキルを持った職員の育成が必要です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まったことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となって様々な関係機関に協力を求め、見守り体制の強化に取り組みました。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。</p> <p>児童相談所における対応力の強化のため、AI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図るとともに、一時保護等にかかる迅速な意思決定により子どもの安全を確保します。</p> <p>また、外国につながる子どもの一時保護が増加しており、これまでの行政機関等での見守りだけでは対応が困難なため、児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携した外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。</p>		

さらに、県内市町の児童相談体制の強化に向け、各市町の規模、実情に応じた相談体制、取組が実現できるよう、市町職員のスキル向上のための人材育成支援の充実を図るとともに、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた各市町の取組を支援します。

子どもの権利擁護のため、新たに里親等委託児童に対して「子どもの権利ノート」を作成・配付するとともに、児童養護施設や市町の職員を対象にアドボカシーに関する研修を進めるなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。

2 社会的養育の推進

(1) 現状と課題

令和2年3月に策定した「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内2か所に設置するとともに、児童に関する相談に応じ、必要な助言などを行う児童家庭支援センターを紀州児童相談所管内に、一時保護専用施設を伊賀児童相談所管内にそれぞれ整備しました。今後も、里親委託の推進に向けフォスタリング機関の整備を進め、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。

また、児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症対策として、個室化に要する経費や感染防止対策に必要な物品等の購入経費を補助するとともに、感染防止対策に関する相談窓口を設置し、専門家等を派遣するなど、施設等の事業が継続できるよう支援を行いました。

(2) 今後の予定

「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング機関の整備を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。

施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。また、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。

さらに、児童養護施設に専任の自立支援担当職員を配置するなど、児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けて、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、児童養護施設等における感染防止対策に必要な物品等の購入経費や、個室化に要する経費、事業を継続的に実施していくために必要な経費の補助を行うとともに、感染防止対策に関する相談窓口を設置し、専門家等を派遣するなど、施設等の事業が継続できるよう支援を行います。

項 目	(4) 県民の皆さんと進める少子化対策	少子化対策課
<p>1 少子化対策を進めるための気運醸成</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>少子化の進行による人口の自然減少は、我が国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題となっていますが、「みえ県民意識調査」等から、さまざまな事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実が明らかになっており、これらの課題を解消し、少子化対策を進めていくことが求められています。</p> <p>県においては、「(第一期)希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(計画期間：平成27年度～令和元年度)にかかる取組の検証をふまえ、令和2年3月に「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(計画期間：令和2年度～令和6年度)を策定し、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに「働き方」も含め、切れ目のない取組を進めているところです。</p> <p>しかしながら、令和元年の三重県の合計特殊出生率は1.47で、前年より0.07ポイント減少しています。全国の数値である1.36を上回るものの、県民の皆さんの結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準「希望出生率」1.8台とは乖離があり、さまざまな事情により子どもを持つという希望がかなっていない現実があります。</p> <p>加えて、令和2年の出生数(速報値)、将来の出生数に影響する妊娠届出数について前年より減少しており、新型コロナウイルス感染症による出産環境や雇用情勢の悪化の影響により、理想と現実のギャップがより大きくなっていることが懸念されています。</p> <p>このため、さまざまな主体との協創により、県民のニーズに寄り添った少子化対策に取り組み、社会全体で子ども・子育てを支えていくという気運醸成をさらに進める必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>令和2年3月に策定した「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」において、基本的な考え方として、あらゆる世代の人びとが子育てに関心を持ち、社会全体で子ども・子育てを支えていくという気運醸成に向け、さまざまな主体と「協創」し、「縁を育む、縁で支える」という視点を各取組の方向性として取り入れるとしており、新型コロナウイルス感染症の発生がもたらした環境変化に対応しながら、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行い、さまざまな主体による取組の促進を図っていきます。</p>		

2 子どもの育ちを支える地域社会づくり

(1) 現状と課題

県では、平成23年4月に施行した「三重県子ども条例」の基本理念に基づき、子どもの育ちを支える取組を進めています。

県の取組に関して、子どもの意見を聞き、施策の参考とするため、インターネットを利用した「キッズ・モニター」によるアンケートを実施するとともに、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身が解決に向かうよう支えるため、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。今後は、令和3年度に10周年を迎える「三重県子ども条例」の基本理念がより広く県内に浸透するよう取り組む必要があります。

また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」※と連携して、「第12回ありがとうの一行詩コンクール」などの子どもの育ちを応援する取組を実施してきました。今後は、さらに県民（住民、企業・団体等）が主体となって子育て支援活動に関わる機会を創出していく必要があります。

加えて、青少年を児童ポルノ等の自画撮り被害から守るために改正した「三重県青少年健全育成条例」の改正趣旨を県内中学生・高校生にチラシを配付して周知するとともに、依頼があった学校等に出向いて出前講座を実施し、青少年のインターネット・スマートフォンの適正利用の促進に取り組みました。引き続き、青少年がインターネットを通じて有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれることのないよう啓発を図る必要があります。

さらに、野外体験保育に主体的に取り組もうとする幼稚園や保育所等に対し、アドバイザーを派遣しました。引き続き、子どもの「生き抜いていく力」を育むとともに三密を避けることにもつながる野外体験保育の普及を図る必要があります。

※みえ次世代育成応援ネットワーク

地域で子どもの育ちや子育て家庭を応援するため、企業や子育て支援団体で構成するネットワーク（令和3年3月末現在：1,584会員（企業921、団体663））。

(2) 今後の予定

「三重県子ども条例」が施行10周年となるのに合わせ、子どもの権利について子ども自身が学び、意見を表明できる取組を実施し、子どもの自己肯定感を育むとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体をはじめとした地域のさまざまな主体と連携し、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出します。

また、子どもの意見を県の施策等へ反映させることを目的とした「キッズ・モニター」を実施するとともに、子どもからの相談に対応する「こどもほっとダイヤル」を運営します。

さらに、保護者等に対して、スマートフォン等を通じたネット被害防止の重要性やフィルタリングサービスの必要性、家庭におけるルールづくりなどについて周知を図ります。

また、野外体験保育について、子どもの生き抜いていく力の育成を目的に、事例研究会の開催や、野外体験保育に積極的な市町や私立幼稚園のネットワークづくりなどに取り組みます。

3 家庭教育応援の推進

(1) 現状と課題

家庭の小規模化や地域のつながりの希薄化といった流れの中で、子育てに悩みや不安を感じる保護者が増加していることをふまえて、平成29年3月に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づいて取組を進めています。令和2年度は、コロナ禍のために集合研修が困難となったことから、Web上で子育てのヒントを学ぶことができる「家庭教育応援Web講座」を開設するとともに、基本的な生活習慣の大切さを学ぶ「早寝早起き朝ごはんフォーラム in みえ」をオンラインにより開催しました。また、市町、県PTA安全互助会、県教育委員会と連携して、親同士の交流の機会となる「みえの親スマイルワーク」の普及に取り組みました。今後も感染防止対策を徹底した「みえの親スマイルワーク」の実施が求められます。

(2) 今後の予定

市町やPTA安全互助会、教育委員会と連携して、感染対策を講じたうえで保護者同士のつながりをつくるために「みえの親スマイルワーク」を開催するとともに、開設したWeb講座の充実を図ります。

4 男性の育児参画の推進

(1) 現状と課題

男性の育児参画について、若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考える方の割合が高く、「夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増える」という調査結果があるものの、「子育て期男性の家事・育児時間は依然として短い」という調査結果もあります。

このため、「結婚や子育てなどの希望がかない、子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、職場や地域社会において男性の育児参画が大切であるという考え方を普及する取組を進めてきました。

具体的には、男性のさまざまな育児への関わり方等を募集・表彰し、周知することを通じて、男性の育児参画の関心や理解を高めることを目的とした「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」の実施や、企業や団体等による「みえのイクボス同盟」参画の促進、民間事業者等との協創によるイベント等の開催に、「みえの育児男子プロジェクト」として取り組んできました。

加えて、令和2年度は、「父親も積極的に育児に参加すべき」という考え方を有する割合の高い若い世代に対する取組として、高校生と知事とのトークを新たに実施するとともに、「とるだけ育休」など、男性の育児参画における新たな課題に対応するため、主に子育て中の男性を対象としたオンラインワークショップの試行に取り組みました。

これらの取組等の結果、NPO法人が主催するイクボス充実度アンケート調査において、都道府県部門で2連覇を達成するとともに、三重県における男性の育児休業取得率についても9.4%（令和2年度三重県内事業所労働条件等実態調査）となり、前年度同調査の7.6%から1.8ポイント増加するなど、一定の成果を上げています。

引き続き、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に定める令和6年度の目標値である13%の達成に向けて、男性の育児参画を推進する必要があります。

(2) 今後の予定

引き続き、「みえの育児男子プロジェクト」として、「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」をはじめとした男性の育児参画への関心を高める取組や、「みえのイクボス同盟」加入事業者等に対する情報発信を行います。

また、男性による育児参画のノウハウの習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた支援を行い、男性の育児参画の質の向上に取り組むとともに、これから親になるNEXT親世代を対象として、「パートナーとともに行う育児」の実現に向けた普及啓発に取り組めます。

項 目	(5) 結婚・妊娠・出産の支援	少子化対策課 子育て支援課
<p>1 ライフプラン教育の推進</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>核家族化や地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが家庭を築くことや、家庭生活・家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、妊娠・出産には適齢期があることが十分に知られていません。医学的に正しい知識を身につけていないことにより、結果として妊娠・出産の希望がかなわないことは避ける必要があります。</p> <p>こうしたことから、医療機関等と連携して大学や企業へ医学的な知識を持ったアドバイザーを派遣することなどを予定していましたが、人を集めるリスクや医療関係者への負担を考慮して実施を見送ることとしました。</p> <p>今後は、Web会議システムの活用など感染対策を行いながら、子どもたちを含めた若い世代に自らのライフプランを考えてもらうため、妊娠・出産や性に関する正しい知識を得る機会や家庭生活、家族の大切さを考える機会を提供することが必要です。</p> <p>また、思春期の性の悩みや計画していない妊娠、妊婦検診未受診などの悩みを抱える若年層の専門相談体制を強化する必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的に正しい知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができている状況をめざして、教育委員会等と連携した思春期保健指導セミナーや、小中学校の養護教諭等を対象とした将来のライフデザインを含めた性教育についての地区別講習会の開催とともに、思春期ライフプラン教育用パンフレット等を作成し配布するなど、啓発に取り組みます。</p> <p>また、大学生や企業の若手従業員に対し、結婚、妊娠・出産や性に関する医学的情報に加えて、子育てと仕事の両立等「働き方」を含めた総合的な情報を提供することで自らのライフプランを考えるきっかけづくりとなるよう、アドバイザーを派遣し、関係機関・団体と連携して研修会を開催します。</p> <p>さらに、計画していない妊娠や妊婦健診未受診、さらには妊娠期からの虐待予防対策として、電話相談「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」およびSNSによる相談を実施し、妊娠等について悩みを抱える若年層が相談しやすい体制を強化します。</p>		

2 出逢いの支援

(1) 現状と課題

未婚化、晩婚化が少子化の大きな要因となっている中、未婚者の結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位を占めていることから、結婚を希望する方に対して、さまざまな出会いの機会に関する情報の提供が必要です。また、市町や企業、団体などが行う結婚支援の取組が活性化し、社会全体で結婚を希望する方を応援できるような気運の醸成が必要です。

そのため、平成26年度に「みえ出逢いサポートセンター（以下「センター」という）を四日市市に設置し、結婚を希望する人に対する相談および情報提供、市町や出会い応援団体等と連携した出会いの場の創出、社会全体で結婚を支援する気運醸成等に取り組んできました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いに関するイベントが自粛される中、センターにおいて、結婚を希望する方に対する丁寧な相談対応を継続するとともに、市町における出張相談会の開催や、新たな生活様式に応じた出会いイベント開催の支援等に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いの機会が減少する中、結婚を希望する方のニーズに応じ、引き続き丁寧な相談対応や地域における出会いの機会の創出に取り組む必要があります。

(2) 今後の予定

結婚を望む人に対し、センターを中心として、丁寧な相談対応と出会いの場の情報提供を行うとともに、市町や出会い応援団体等との連携を強化し、地域における出会いの場の創出や、結婚を応援する気運醸成に引き続き取り組みます。

なかでも、令和3年度には、国の地域少子化対策重点推進交付金の重点課題事業「複数の自治体による広域的な結婚支援」を活用し、センターが中心となり、複数の市町が連携して、地域における出会いの場の創出のため、相談会・交流会等の共同開催に新たに取り組めます。

3 不妊に悩む家族への支援

(1) 現状と課題

晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇により不妊に悩む夫婦が増加していることから、県はこれまで、全国に先駆けて男性不妊治療費助成や不育症治療等への県独自の助成制度を設けるなど、不妊に悩む方への経済的支援に取り組んできました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少し、不妊治療の継続が難しくなっている方がいることをふまえ、令和2年6月補正予算において、収入の減少した方に対する助成制度を創設し、経済的負担の軽減を図りました。

国は出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用までの間、所得制限の撤廃や助成額の大幅な拡充を行うこととなり、県としても拡充される国の助成制度を活用しつつ、県の助成制度における所得制限の撤廃などを行いました。今後、保険適用に向けた国の動きを注視していく必要があります。

不妊専門相談センターでは、電話相談、面談を実施し、不妊に悩む夫婦の悩み等を傾聴して精神的負担の軽減を図ってきましたが、治療を続けても子どもを持ってないことへの焦りや悲しみ、周囲との関係性、自己嫌悪などさまざまな思いを抱えて孤立してしまう場合があるため、今後は、より当事者目線での寄り添った精神的な支援が必要です。

さらに、仕事をしながら不妊治療を受ける人が増加している一方、職場における理解が進まず、不妊治療と仕事の両立に悩む方がいることから、不妊治療と仕事の両立に向けた取組として、令和元年度に締結した労使や医療などの関係団体による連携協定に基づき、不妊治療と仕事の両立のための環境づくりを推進するため、講演会およびセミナーを開催しました。また、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を養成するため、不妊症サポーター養成講座を開催し、35名をサポーターとして認定しました。引き続き不妊治療と仕事の両立に向けた支援が必要です。

加えて、小児、思春期、若年がん患者の場合、将来の妊娠の可能性を残すために、がん治療前に行う妊孕性温存治療が可能になっていますが、これらの治療は保険適用外である中、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく将来子どもを産み育てる希望をかなえられるよう、令和元年度から妊孕性温存治療費を助成することとしました。引き続き、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるための支援が必要です。

(2) 今後の予定

国の助成制度改正に対応して助成を拡充するとともに、国の助成制度の対象とならない治療費に県独自で支援を行い経済的負担の軽減を図ります。また、国において検討されている不妊治療の保険適用の動向を注視していきます。

不妊治療の経験者等を対象としたピアサポーターを養成し、市町等の窓口にはサポーターを派遣し、より身近な地域で当事者の不安や悩みを傾聴し不妊に悩む夫婦に寄り添った支援を行い精神的負担の軽減を図るとともに、妊娠しやすいコンディションの維持に必要なことを学ぶための講演会等を開催し、子どもを持ちたいと思う夫婦を支援します。

さらに、不妊治療と仕事の両立に向けて、企業向けセミナーを開催するとともに、企業に専門的なアドバイザーを派遣し、職場環境の体制整備を支援します。引き続き、不妊治療と仕事の両立の機運の醸成が進むよう取り組みます。

加えて、小児、思春期、若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対し、今年度、国が創設した助成制度を活用しつつ、現行の助成額を維持できるよう継続して県単助成を行います。

4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(1) 現状と課題

少子化・核家族化や地域社会でのつながりの希薄化などにより、妊産婦や育児中の親の孤立が問題となっています。これらのことから、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27年度～令和6年度）に基づき、県内のどの地域においても妊産婦や乳幼児が必要なケアが継続的に提供されワンストップで利用できる体制づくりに取り組み、令和2年度末時点で、全ての市町に「子育て世代包括支援センター」*が設置されました。また、平成27年度から母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、母子保健事業の現状把握、課題整理や地域の実情に応じた体制整備等について支援を行うとともに、母子保健コーディネーター育成などの人材育成を行いました。

今後も、各市町の母子保健体制の核となる人材の育成とともに、体制の充実、事業推進への支援が必要です。

また、予防可能な子どもの死亡を減らすため、小児死亡にかかる情報等を収集し、多機関が連携して死因を究明し、その予防策や今後の予防可能な子どもの死亡検証（CDR）*の在り方を検討し提言が行われました。

(2) 今後の予定

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいる状況をめざし、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」*（三重県版ネウボラ）の取組により各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行います。

また、「産婦健康診査事業」が市町で円滑に実施されるよう、妊娠届出時のアンケート情報や産婦健診情報の活用に向けた検討を行うとともに、関係者向け研修を実施する等関係機関との連携に取り組みます。

あわせて、母子保健コーディネーターの養成、母子保健担当者の研修を実施し、母子保健事業の核となる人材育成に取り組むとともに「子育て世代包括支援センター」での支援内容の充実化を図ります。

さらに、予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き関係者と協力して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防対策を検討します。

※出産・育児まるっとサポートみえ

県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる三重県の出産・育児支援体制。

※子育て世代包括支援センター

全ての妊産婦・乳幼児・保護者を対象とし、①実情把握、②相談・助言・保健指導、③支援プラン策定、④保健医療等関係機関との連絡調整を行う。母子保健法の改正により市町に設置が努力義務とされた。

※CDR (Child Death Review)

子どもの死亡検証 (CDR) は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家が子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的としている。

項 目	(6) 子育て支援と幼児教育・保育の充実	少子化対策課 子育て支援課
<p>1 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>待機児童の解消に向けて、保育所等の整備による施設の定員増とともに、保育士確保のため、保育士等が働きやすい職場環境づくりによる離職防止や就労促進に取り組んでいます。あわせて、幼児教育・保育の質の確保と向上に向けて、専門性を高めるための研修等の実施に取り組んでいます。</p> <p>令和2年4月1日現在、県内で81人の待機児童が発生しており、その全てを0～2歳の低年齢児が占めていることから、保育士の配置基準が高い低年齢児の入所希望に対応できる保育士数を確保することが課題となっています。また、令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」により保育ニーズが変化しているため、適切に対応していくことが必要です。さらに、保育現場からは、外国につながる子どもの数の増加や多国籍化、文化の違いによる課題等が寄せられており、引き続き保育所等において適切に対応していくことが必要です。</p> <p>このほか、放課後の子どもの居場所づくりとして放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備・運営等に取り組む市町の支援や、子どもが病気になったときに子どもを預けることができるよう、地域の実情に応じて病児・病後児保育等に取り組む市町を支援する取組を行っています。</p> <p>引き続き、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むとともに、市町の「子ども・子育て支援事業計画」が着実に推進されるよう支援する必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>令和2年3月に策定した第二期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができている状況をめざして、幼児教育・保育の総合的な支援等を行います。</p> <p>① 待機児童解消に向けた保育の受け皿確保</p> <p>令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」の影響も考慮し、待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援します。</p> <p>また、新任保育士の就業継続支援や保育士修学資金貸付事業等を実施するとともに、就労意欲のある潜在保育士等の就労促進につながる取組のほか、現在働いている保育士の離職防止を図るため、保育所における労働環境整備に向けた事務改善の支援や、優れた取組を行う保育所の表彰等を行います。</p>		

あわせて、保育士・保育所支援センターのウェブサイト「みえのほいく」を活用して、就労を希望する方が求めているきめ細かな求人情報や研修事業、保育所等の情報を一元的に発信するほか、保育士を補助する人材の確保を支援します。

② 幼児教育・保育の質の確保と向上

幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための研修等を実施し、あわせて保育士等の処遇改善の要件となっているキャリアアップ研修を実施することで、保育現場におけるリーダー的職員の育成および資質向上を推進します。また、低年齢児保育の受け皿でもある地域型保育の充実を進めていく中、その大きな担い手となる子育て支援員のための研修（地域保育コース・地域保育型）を引き続き実施します。

さらに、外国につながる子どもを含め、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の処遇の向上を図る市町を支援します。

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営、施設整備・拡充への支援を行うとともに、引き続き放課後児童支援員等への研修を行い、放課後における児童の健全育成に努めます。

また、病児・病後児保育の運営、施設整備への支援を行い、保育環境の整備に努めるとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。

2 子どもの貧困対策の推進

(1) 現状と課題

長引くコロナ禍の中、雇用情勢が不安定となり、子育て世帯の中にはさらに収入が減少し、さまざまな課題を抱える世帯が存在しています。しかしながら、これらの子育て世帯の中には、自ら声をあげて相談できていない、必要な支援が届いていないケースがあります。

このような子育て世帯にとって、子ども食堂等の子どもの居場所は誰もが安心して気軽に利用できる場所として、食の支援だけでなく、学習支援、悩み事の相談場所などのさまざまな機能をもつ存在となっており、その役割は一層重要となっています。

子ども食堂等の中には感染症拡大防止のため、食堂形式から食品配布会や宅配などの食の支援に切り替えています。新たにマンパワーが必要となり、活動自体を休止する団体も出てきています。そこで、令和2年度に子どもの居場所づくりを行う団体に対し、食の確保や居場所の機能充実にかかる経費等への補助金を創設しました。今後も活動が継続していけるよう体制や運営力強化につながるような支援が必要です。

ひとり親家庭の親への支援については、三重県母子・父子福祉センターを中心に就業支援を行うとともに、安心して子育てをしながら生活できる環境の整備を行う市町への補助（9市町）を行いました。また、ひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町への支援（8市町）を行うとともに、生活困窮家庭の子どもの学習支援（26市町）等を行いました。今後も、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもへの学習支援等が身近な地域で地域の実情に応じた手法で利用できるよう働きかけることが必要です。

（2）今後の予定

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援など関係機関と連携し、子どもの居場所づくりなどに総合的に取り組みます。

また、身近な地域での支援体制の充実に向け、市町における「子どもの貧困対策計画」の策定を支援するとともに、県内の子ども食堂等の子育て支援を行う民間団体等の中からモデル地域を選定し、市町と連携しながら体制整備上の課題解決を支援します。

引き続き、子どもの貧困対策に取り組む団体等の支援を行うとともに、このような取組に役立ちたいとの思いのある企業等と子育て家庭の支援を行う団体、身近な地域や市町をつなぐような仕組みの構築をめざします。

ひとり親家庭の支援については、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターを中心に、引き続きひとり親家庭の親の就業支援や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など資格・技術取得の支援等を行います。また、日常生活支援やひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町への支援を行います。

3 三重県立子ども心身発達医療センターにおける子どもの発達支援体制について

(1) 現状と課題

発達障がいにかかる診療ニーズは年々高まっており、子ども心身発達医療センターの初診の申込から受診までに期間を要することから、市町や医師会等から改善の要望がなされてきました。

そのため、平成31年4月から常勤医師を3名増員するなど、対応を進めてきましたが、依然として診療ニーズが高いことから、引き続き初診患者への体制強化に取り組む必要があります。

また、地域の医療機関とのネットワークの構築と役割分担を進めるため、地域の小児科医を対象とした連続講座を開催し、地域との連携による支援体制の構築をめざしました。

これまでに、子ども心身発達医療センターでは旧あすなる学園から継続し、市町に対して保健・福祉・教育の機能を一元化した「総合支援窓口の設置および窓口機能の整備」や、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成、発達障がい児等への早期支援ツール「CLM^{*}と個別の指導計画」の保育所等への導入促進により、発達に課題のある子どもたちへの早期支援体制の整備を図ってきました。

今後も、幼稚園・認定こども園・保育所でのさらなる導入を促進するとともに、指導方法の改善に向けて取り組んでいく必要があります。

※CLM (Check List in Mie)

幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、旧あすなる学園が開発したアセスメントツール。

(2) 今後の予定

これまでの取組を継続していくとともに、隣接する三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進め、医療・福祉・教育が連携した専門的な体制のもと、地域支援を行い、県全体の総合力の向上に努めます。

初診までの待機期間長期化の改善のため、医師の人材育成を進め、引き続き地域の小児科医を対象とした連続講座を行うなど、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援を行うとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築等を進め、地域における医療体制を確保していきます。

さらに、初診待機中の患児・家族へのアセスメントを強化し、市町のみえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域の療育機関等につなげることで、待機期間中の症状の重篤化を防ぎます。

また、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進し、途切れのない子どもの発達支援体制のさらなる充実をめざします。

4 DV防止対策の推進

(1) 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の自粛や在宅勤務の奨励、雇用情勢の不安定などが、DV被害の増加につながるものが危惧されています。

また、DV被害者の相談環境も一層厳しくなっていることから、電話相談や対面による相談に加えて、令和2年6月からLINEを活用した相談を本格的に開始しました。LINEを活用した相談は、これまで相談窓口を利用しにくかった人や相談窓口を知らなかった人にも情報が届き、専門家等に繋がりやすくなることが期待されますが、文字によるやり取りという特性もあり、SNSに応じた相談対応力の向上も必要です。

また、男性のDV被害者からの相談や児童の面前DV等については、相談員の資質向上、相談環境の整備、関係機関との連携が必要です。

今後も、DVを防止するための啓発を行うとともに、多様化、複雑化する相談に対し、適切な情報提供を行うなど、関係機関と連携し、被害者支援を推進する必要があります。

(2) 今後の予定

令和2年3月に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、DV被害者の適切な保護・自立支援や性別にとらわれない相談を行えるよう関係機関と連携した取組を進めるとともに、DV対応と児童虐待対応とのさらなる連携強化を図ります。また、DVを許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行います。引き続き、被害者等が相談しやすい環境を整備するとともに、相談員等の資質向上を図ります。

別冊

事務事業概要

令和3年5月

子ども・福祉部

目

次

1	子ども・福祉総務課	1
2	福祉監査課	2
3	地域福祉課	3
4	少子化対策課	6
5	子育て支援課	9
6	障がい福祉課	13

〈地域福祉の推進〉

1 災害時における福祉支援の提供

早期にDWA Tを派遣できる体制を強化するため、関係福祉団体等と連携してDWA Tチーム員の募集、研修、訓練を行います。また、要配慮者への支援を円滑に提供するため、県外からの介護職員等の受入体制の充実や、市町・県民等への災害福祉支援活動の周知を行います。さらに、災害等にあっても、社会福祉施設において最低限のサービス提供を維持するため、「事業継続計画（BCP）」の作成支援も行います。

2 子ども・福祉部の地域機関

(1) 福祉事務所

福祉事務所名	管内区域	所在地
北 勢	木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	四日市市新正4丁目21-5
多 気 度 会	明和町 大台町 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町628-2
紀 北	紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号
紀 南	御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383

*多気町については、平成23年度から多気町が福祉事務所を設置しています。

(2) 児童相談センターおよび児童相談所

名 称	管内区域	所在地
児童相談センター		津市一身田大古曾694-1
北勢児童相談所 (一時保護所を付設)	桑名市 四日市市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡	四日市市大字泊村977-1
鈴鹿児童相談所	鈴鹿市 亀山市	鈴鹿市西条5-117
中勢児童相談所 (一時保護所を付設)	津市 松阪市 多気郡	津市一身田大古曾694-1
南勢志摩児童相談所	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	伊勢市勢田町628-2
伊賀児童相談所	伊賀市 名張市	伊賀市四十九町2802
紀州児童相談所	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡	尾鷲市坂場西町1番1号

(3) その他の地域機関

名 称	所在地
女性相談所	津市一身田大古曾657
国児学園	津市栗真町屋町524
障害者相談支援センター	津市一身田大古曾670-2
子ども心身発達医療センター	津市大里窪田町340-5

〈地域福祉の推進〉

1 社会福祉法人等の指導監査等

社会福祉法人の適正な運営、社会福祉施設、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等による適切なサービス提供の確保に向け、法人や施設等に対し、指導監査等を実施し、福祉サービス事業の適正かつ円滑な運営の確保を図ります。

2 福祉行政指導監査

保育行政並びに児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法および老人福祉法に係る措置事務等について、市町、県福祉事務所および児童相談所に対し、適正に実施されているか指導監査を行い、福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保を図ります。

3 有料老人ホームの検査

関係法令・通知で規定する設備・運営基準等の遵守状況についての検査を行い、適正な老人福祉の確保を図ります。

4 公益法人等立入検査

子ども・福祉部関係の公益法人および移行法人に対し、立入検査を行い、適正な運営の確保を図ります。

5 社会福祉法人等の認可等

社会福祉法人の設立認可および定款変更・合併・解散等の認可についての事務を行います。また、子ども・福祉部関係の一般法人の公益認定並びに公益法人および移行法人に関する事務を行います。

〈地域福祉の推進〉

1 地域福祉推進啓発事業

地域福祉に対する理解を深めるとともに、「三重県地域福祉支援計画」に基づく取組の進行管理を行います。

2 民生委員活動支援事業

地域住民や要援護者等に対して相談・支援等を行う民生委員・児童委員の活動を支援するため、活動費の支給や民生委員・児童委員協議会の活動支援、必要な知識等の習得のための研修を実施します。

3 日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者等の日常生活を支援するため、福祉サービスの利用援助等を行う三重県社会福祉協議会の活動を支援します。

4 地域生活定着支援事業

高齢、または障がいを有する矯正施設入所者が、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう必要な支援を行うため、「三重県地域生活定着支援センター」において、社会復帰および地域生活への定着を促進し、再び罪を犯さず地域で暮らすことができるよう必要な支援を行います。

5 福祉サービス運営適正化事業補助金

三重県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図るとともに、福祉サービス利用者等からの苦情相談に適切に対応することで問題解決を支援します。

6 相談支援包括化推進員等養成事業

市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。

7 生きづらさを抱える方の相談支援強化 I C T 推進事業

民生委員・児童委員の活動等がより効率的に行われるよう、ホームページ構築やタブレット端末の貸与等により、生きづらさを抱える方への活動支援強化に取り組みます。

8 ひきこもり対策推進事業

ひきこもりに関する総合的な支援を推進するため、ひきこもりの実態調査や新たに設置する外部有識者等による検討委員会での議論もふまえ、ひきこもり支援に特化した新たな計画を策定します。

9 生活保護扶助費

生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護法に基づいて必要な扶助費を給付するとともに、被保護者の状況に応じ、就労、健康、生活面等の自立に向けた支援を行います。

10 認定・審査・支払委託料

生活保護の医療扶助および介護扶助の実施にあたって、診療報酬および介護報酬等の請求明細書の審査、支払等を適切に実施します。また、被保護者の健康の保持および増進を図るため、引き続き「被保護者健康管理支援事業」を実施します。

11 生活福祉資金貸付事業補助金

低所得世帯等の経済的自立や生活意欲の助長のため、三重県社会福祉協議会が実施する資金の貸付や必要な相談支援など、生活福祉資金貸付制度の運営を支援します。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活福祉資金の特例貸付制度を利用した世帯に対し、償還やそれに伴う相談など必要な支援を行う市町社会福祉協議会等の体制の充実を支援します。

12 生活困窮者自立支援事業

さまざまな課題を抱えた生活困窮者の相談に適切に応じ、自立に向けた支援に取り組むため、「三重県生活相談支援センター」内に相談支援員やアウトリーチ支援員等を配置します。また、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、生活困窮者への支援のため、住居を喪失した方などに対して住居確保給付金を給付するとともに、自立相談支援体制の機能強化などに取り組む市町等を支援します。さらに、感染防止対策として、タブレット端末を用いた非対面方式による面談が可能となる環境の整備や、増加する外国人からの相談に的確に対応するためのオンライン通訳サービスを導入します。

1.3 ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業

ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例および条例に基づくユニバーサルデザインのまちづくり推進計画に沿って、ヘルプマークの普及啓発や「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」の周知などに取り組みます。

1.4 地域公共交通バリア解消促進事業

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（段差解消等）に対する支援を行います。

1.5 戦没者慰霊事業

戦没者、戦災死没者を追悼し、冥福を祈念するため、県戦没者追悼式および沖縄「三重の塔」慰霊式を開催するとともに、全国戦没者追悼式への参列を支援します。また、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるため、若年世代の参加を促します。

〈県民の皆さんと進める少子化対策〉

1 少子化対策県民運動等推進事業

結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりをめざして、医療・福祉・労働・教育関係者・産業界・地域の活動団体・市町などさまざまな主体の参画を得て、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策をふまえつつ、少子化対策に関する県民運動を展開し、県民が連携して少子化対策に取り組む気運の醸成等を図ります。

2 子どもの育ちの推進事業

子どもの権利について子ども自身が学び、意見を表明できるよう、ワークシート付きリーフレット（デジタル版）を小学校において活用し、そこから得られた子どもの意見等を把握・分析したうえで、わかりやすく楽しみながら学べるデジタルコンテンツを作成します。また、SNSを活用して、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員相互の支援やリソースを紹介できる仕組みを構築し、各地域において会員を起点とした住民の主体的な子育て支援活動等の機会を創出します。さらに、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」を実施します。

3 子ども・若者対策事業費

三重県青少年健全育成条例に基づき店舗の立ち入り調査を実施するとともに、青少年のWebやSNSの適正利用が進むよう啓発動画の作成や出前講座による活動を進めます。

4 親の学び応援事業

「みえ家庭教育応援プラン」について、策定から5年が経過していることから、新型コロナウイルス感染症の影響等による子育て家庭をとりまく環境変化もふまえて改定に向けた検討を進めます。また、地域における子育て家庭の応援や家庭教育応援の取組を促進するため、引き続き市町や三重県PTA安全互助会等と連携し、保護者同士のつながりを作るためのワークショップを開催するとともに、開設したWeb講座の充実を図ります。さらに、市町や私立幼稚園等が連携して野外体験保育に取り組むためのネットワークの構築を進めます。

5 男性の育児参画普及啓発事業

「みえの育児男子プロジェクト」の取組を通じた普及啓発や情報発信により男性の育児参画に向けた気運の醸成を図るとともに、これから父親になる方を主な対象とした「パートナーとともに行う育児」の実践に向けたワークショップの開催などを通じて、男性の育児参画の質の向上に取り組みます。また、仕事と育児の両立に向けた職場環境づくりを進めるため、企業等におけるイクボスの普及に取り組みます。

〈結婚・妊娠・出産の支援〉

1 みえの出逢い支援事業

みえ出逢いサポートセンターを中心に、結婚を望む人のニーズに応じたきめ細かな情報提供や相談対応に取り組みます。また、結婚支援に取り組む市町や団体と連携し、より広域的な出会いの場づくりの充実を図るとともに、従業員の結婚支援に取り組む企業に対する情報提供等の支援を行います。

〈子育て支援と幼児教育・保育の充実〉

1 教育・保育給付事業

保育所や認定こども園等に対し、市町が支弁する施設型給付費や地域型保育給付費、幼児教育・保育の無償化に伴い必要となった費用の一部負担等を行うことにより、幼児教育・保育の総合的な提供等を図ります。

2 保育対策総合支援事業

待機児童の解消や保育基盤の整備等を図るため、保育士確保のための保育士・保育所支援センターの運営や保育士修学資金等の貸付を行うとともに、家庭環境に配慮が必要な児童のための保育士加配等を支援します。また、保育士を補助する人材を確保することにより、保育士の負担軽減、早期離職防止を図ります。さらに、保育現場における働きやすい職場環境づくりに向けて、ICT等を活用した優良事例のノウハウやスキルの横展開のほか、先進的な取組を行う保育所等の表彰を行うとともに、潜在保育士の就労・職場復帰支援のため、Web研修や職場体験の機会を提供します。あわせて、認可外保育施設において、業務の負担軽減を図るためのICT化等に必要な機器の導入費用や、新型コロナウイルスの感染防止対策のために必要な衛生用品の購入費用等を補助するとともに、感染防止対策などについて気軽に相談できる窓口を設置し、専門家による派遣指導等を行います。

3 保育士等キャリアアップ研修事業

保育士等の処遇改善を進め、保育現場におけるリーダー的職員の育成や保育士等の専門性の向上を図るため、職務内容に応じた研修を実施します。

4 保育専門研修事業

多様化・高度化する保育ニーズ等に対応するため、新規採用保育士や子育て支援員（地域保育コース）、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上研修、保育現場で求められる専門性の向上に向けた研修等を行います。

5 私立幼稚園等振興補助金

私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人に対して、経常費の一部を助成することにより、幼児教育の水準の維持向上、園児の就園上の経済的負担の軽減および幼稚園等の経営基盤の安定化を図ります。また、幼稚園教諭の処遇改善に取り組む学校法人に対して、経費の一部を助成します。

6 認定こども園等整備事業

認定こども園の施設整備を行うとともに、教育の質の向上を図るための研修を実施します。また、新型コロナウイルスの感染防止対策のための衛生環境改善に要する費用の補助を行います。さらに、幼稚園における園務改善のためのICT化等に必要な経費や感染防止対策に必要な衛生用品購入等に要する費用の補助および、認定こども園や幼稚園における幼児教育の質の向上を図るための遊具や教具の購入に要する経費の補助を行うなど、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制の整備を図ります。

7 地域子ども・子育て支援事業

全ての子育て家庭および子どもを対象として、病児・病後児保育事業や地域子育て支援拠点事業など、地域の実情に応じたさまざまな子ども・子育て支援の取組を実施する市町を支援します。また、オンラインを活用した相談支援など、地域子育て支援拠点における利用者の利便性の向上等を図るため、ICT化等に必要な機器の導入等に対する支援を行います。さらに、新型コロナウイルスの感染防止対策に必要な衛生用品購入等の経費の補助を行います。

8 放課後児童対策事業費補助金

保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図り、適切な遊びや生活の場を確保するため、放課後児童クラブの設置や運営への支援を行うとともに、放課後児童クラブにおける業務効率化のためのICT化等に必要な機器の導入経費の補助を行います。また、新型コロナウイルスの感染防止対策に必要な衛生用品購入等の経費に対する支援を行うとともに、感染防止対策などについて気軽に相談できる窓口を設置し、専門家による派遣指導等を行います。

9 放課後子ども教室推進事業

放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図るため、放課後子ども教室の運営支援を行います。

〈児童虐待の防止と社会的養育の推進〉

1 管理運営費

県内6か所に設置した児童相談所において、児童虐待対応や養護相談、障がい相談等に応じます。また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく専門職の人員増など、児童相談体制の強化を図るとともに、必要となる施設の改修を行います。

2 児童一時保護事業

児童相談所に併設する一時保護所や施設等への委託により被虐待児童等を一時保護し、児童の安全を確保するとともに、専門職による心のケア等を行います。また、新型コロナウイルスの感染防止対策として、児童相談所に併設する一時保護所の個室化などの改修を行うとともに、濃厚接触者となった児童のうち、家庭での養育が困難な児童を一時保護するため、宿泊施設を借り上げます。さらに、一時保護所に看護師等を配置し、一時保護児童の健康観察等の個別的な対応の充実や症状が出た場合の関係機関との迅速な連携を図ります。

3 児童虐待法的対応推進事業

児童相談所の法的対応、介入型支援を強化し、児童虐待に的確に対応するため、AI技術の活用によりアセスメントの精度を高めます。また、子どもの権利擁護を推進するため、多機関連携の推進や協同面接の確立に取り組むとともに、アドボケイト（代弁・擁護者）の養成、適切な家庭復帰に向けた取組を進めます。さらに、国が進める要保護児童等に関する情報共有システムに対応するため、児童相談システムの改修を行います。加えて、児童相談所に外国人支援員を配置し、一時保護した外国につながる児童の支援を行うとともに、家庭復帰後も定期的に家庭訪問に同行するなど、市町、関係団体、児童相談所等が連携して見守りなどを強化します。

4 市町児童相談体制支援推進事業

市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。また、市町の子ども家庭総合支援拠点設置のための支援を行います。

5 家庭的養護推進事業

「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制（フォスタリング機関）の整備を進めます。また、子どもの権利擁護の取組を一層推進するため、里親等委託児童へ対象を拡大して「子どもの権利ノート」を作成・配付します。さらに、里親やファミリーホームに対し、新型コロナウイルスの感染防止対策に必要な物品等の購入経費を補助します。

6 児童養護施設費

児童養護施設等の人材確保を支援するとともに、小規模グループケア化や多機能化に向けた取組を支援します。また、児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染防止対策に関する相談窓口を設置し、継続的なサービス提供が可能となるよう支援します。さらに、児童養護施設等に対し、感染症の感染防止対策に必要な物品等の購入経費や、個室化に要する経費等を補助します。加えて、乳児院における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進します。あわせて、母子生活支援施設の機能の充実を図るため施設整備を支援します。

7 家族再生・自立支援事業

入所児童の処遇向上を図るため、児童養護施設職員等の人材育成に取り組むとともに、退所者に対し生活の場の提供や身元保証を行います。また、施設等における自立支援体制を充実させるとともに、企業、NPO等と連携し、就労支援のネットワークづくりを進めるなど、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

〈あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進〉

1 DV対策基本計画推進事業

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」に基づき、多様な相談に対応する体制の充実を図るため、SNS等を活用した相談窓口の整備、相談員等の資質向上のための研修会や相談窓口の周知を行うとともに、児童虐待対応職員とDV対応職員との情報共有と連携強化を推進するなど、市町や民間団体と連携し、被害者相談・保護・自立支援等を行います。

〈結婚・妊娠・出産の支援〉

1 思春期ライフプラン教育事業

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、産婦人科医、教育委員会等と連携し、小中学校の養護教諭等を対象とした地区別研修会の開催や生徒向けの教育用パンフレット等の作成・配付などに取り組みます。また、大学生や若手従業員等を対象に研修会等を開催します。

2 若年層における児童虐待予防事業

「妊娠レスキューダイヤル『妊娠SOSみえ』」による電話相談を行うとともに、若年層が相談しやすいSNSを活用した相談を実施します。また、相談事業の推進に向けた検討会の開催や妊娠相談に対応する人材を育成します。さらに、予期せぬ妊娠などにより不安を抱えた若年妊婦等に対し、医療機関受診の同行支援や妊娠判定費用の補助などの支援を行います。

3 不妊相談・治療支援事業

国の助成制度改正に対応して、引き続き、特定不妊治療費の助成を行います。あわせて、国が創設した不育症検査費用の助成制度を活用しつつ、引き続き県単での不育症治療費および一般不妊治療費の助成を行います。また、「不妊専門相談センター」における相談対応や情報提供に加え、ピアサポーターを養成し、身近な地域での相談支援が可能となる体制を整備します。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により不妊治療を中断した方などを対象に、治療再開に向けた生活習慣の改善や体調管理などを支援する講習会等を開催します。加えて、不妊治療と仕事の両立に向けて、企業向けセミナーや相談会を開催するとともに、当事者が相談しやすい体制整備を行います。がん患者等の妊孕性温存治療については、国が創設した助成制度を活用しつつ、現行の助成額を維持できるよう県単助成を継続します。

4 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業

各市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、妊娠届出時アンケートから産婦健康診査事業まで継続したデータを評価、検討するとともに、看護系大学教員を母子保健体制構築アドバイザーとして市町に派遣し、専門的視点から助言等を行うなど、各市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援します。さらに、予防可能な子どもの死亡を減らすため、死に至る経緯等の様々な情報をもとに死因を多角的に究明し、効果的な予防対策を検討します。

5 健やか親子支援事業

三重県母子保健計画「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」に基づき、進捗管理を行います。また、県内のHTLV-1^{注）1}母子感染予防に向けた検討会を開催し、妊婦からの母子感染を予防するための効果的な普及啓発や相談体制の整備に向けた検討を行います。さらに、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、退院後、自身の健康や新生児等の健康、出産後の育児への不安などを相談できるよう、助産師や保健師等の訪問による専門的な相談支援体制を整備します。

注）1 HTLV-1：ヒトT細胞白血病ウイルスI型（Human T-cell Leukemia Virus Type 1）の略

〈子育て支援と幼児教育・保育の充実〉

1 子どもの貧困対策推進事業

地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体、市町等と子ども食堂等をつなぎ、さまざまな支援機能を持った子どもを支える居場所づくりを推進するとともに、子どもの居場所づくりに取り組む団体等を支援します。また、子どもの貧困対策推進会議において、学習支援や市町の取組に係る好事例の紹介や情報交換を行うなど、関係者間の連携を深めます。

2 ひとり親家庭自立支援事業

ひとり親家庭の母または父が、安定した雇用と収入を確保できるよう、高等職業訓練促進給付金の支給等の就業支援を行うとともに、安心して子育てができるよう、家庭生活支援員の派遣による日常生活支援やひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町への支援を行います。また、学習支援事業を実施する市町に対し、新型コロナウイルスの感染防止対策に必要な衛生用品購入等に要する費用を補助します。

3 医療支援事業

身近な地域における途切れのない発達支援体制の構築に向けて、子ども心身発達医療センターが中心となり、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進するとともに、市町の総合支援窓口の中心となる人材を育成します。また、発達障がい児の早期診断、早期支援のため、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援を行うとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築等を進めます。

〈障がい者の自立と共生〉

1 障がい福祉総務費

障害者基本法に基づく三重県障害者施策推進協議会や障害者総合支援法に基づく三重県障害者自立支援協議会の開催を通じて、関係機関と連携して「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の進捗を図り、共生社会の実現をめざして障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。また、障がい福祉分野において、より幅広く介護人材を確保するため、他業種で働いていた方等を対象に、返済免除付きの障害福祉分野就職支援金の貸付を実施します。

2 障がい者の地域移行受け皿整備事業

障がい児・者の地域生活を支援するため、グループホームや就労定着支援、障がい児・者支援の拠点となる日中活動の場等の整備促進に取り組みます。また、障害者支援施設等の新型コロナウイルスの感染防止対策として、多床室の個室化に必要な経費を補助します。

3 医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、これまでに各地域で構築された支援体制の強化と連携を図るため、地域ネットワークへの側面的支援を行います。また、医療的ケア児・者コーディネーターの養成や、障害福祉サービス事業所等に向けた医療的ケア・スタートアップ研修、医療的ケア児・者スーパーバイズチームのフォローアップを行うことにより人材育成面を強化し、医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け皿を拡充します。

4 障害者介護給付費負担金

障害者総合支援法に基づき、市町が支出する介護給付費の一部を負担します。また、障害者支援施設等において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、サービスを継続して提供するために必要となるかかり増し費用に対する支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所等におけるロボット等の導入やICT導入に対する支援に取り組みます。

5 障がい者就労支援事業

経営コンサルタント等を活用した福祉事業所の経営改善等への支援を進めるとともに、福祉事業所の受注の仲介、販路開拓等を行う共同受注窓口の取組を支援します。また、発注の新規開拓等に積極的に取り組むコーディネーターを配置するとともに、ICT等を活用し、非対面・非接触による業務の受発注の一層の拡大や物販促進を図るためのデジタルマーケットをWeb上に形成することで、障がい者の工賃等の向上を図り、地域における自立した生活の実現に取り組みます。

6 障がい者相談支援体制強化事業

各障害保健福祉圏域において、就業・生活相談を実施するとともに、障がい児等に対する支援体制の確保・充実を図ります。また、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい等に関する専門性の高い相談事業を行います。

7 人材育成支援事業

障がい者の地域生活を支える人材を育成し、障害福祉サービス等の一層の質の向上を図り、新型コロナウイルスの感染防止対策に配慮したうえで、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援従事者研修やサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の各種研修事業を行います。

8 障がい者権利擁護推進事業

障がいを理由とする差別の解消のため、普及啓発、相談員による相談対応およびあっせん等の申し立てがあった場合に紛争解決を行うとともに、三重県障がい者差別解消支援協議会やフォーラムなど、さまざまな機会を活用し相談事例の検証等に取り組みます。また、研修の実施や専門家チームの活用により、障がい者の虐待防止や対応力の向上を図ります。さらに、「第2次三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会を確保し、手話通訳を行う人材を育成するなど、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。

9 障がい者の持つ県民力を発揮する事業

芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進するために設置した「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」をひとつの契機とし、障がい者の活躍の場を広げるため、障がい者芸術文化祭をはじめとした多様な発表機会の創出やICT等を活用した情報発信、アートサポーターを活用した相談支援等に取り組みます。

〈地域スポーツと障がい者スポーツの推進〉

1 障がい者スポーツ推進事業

障がい者スポーツ指導員など、障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組むとともに、三重とこわか大会に三重県選手団（選手・役員）を派遣します。また、東京2020パラリンピック出場選手など、県内在住の国内競技団体強化指定選手について、その競技活動を支援します。